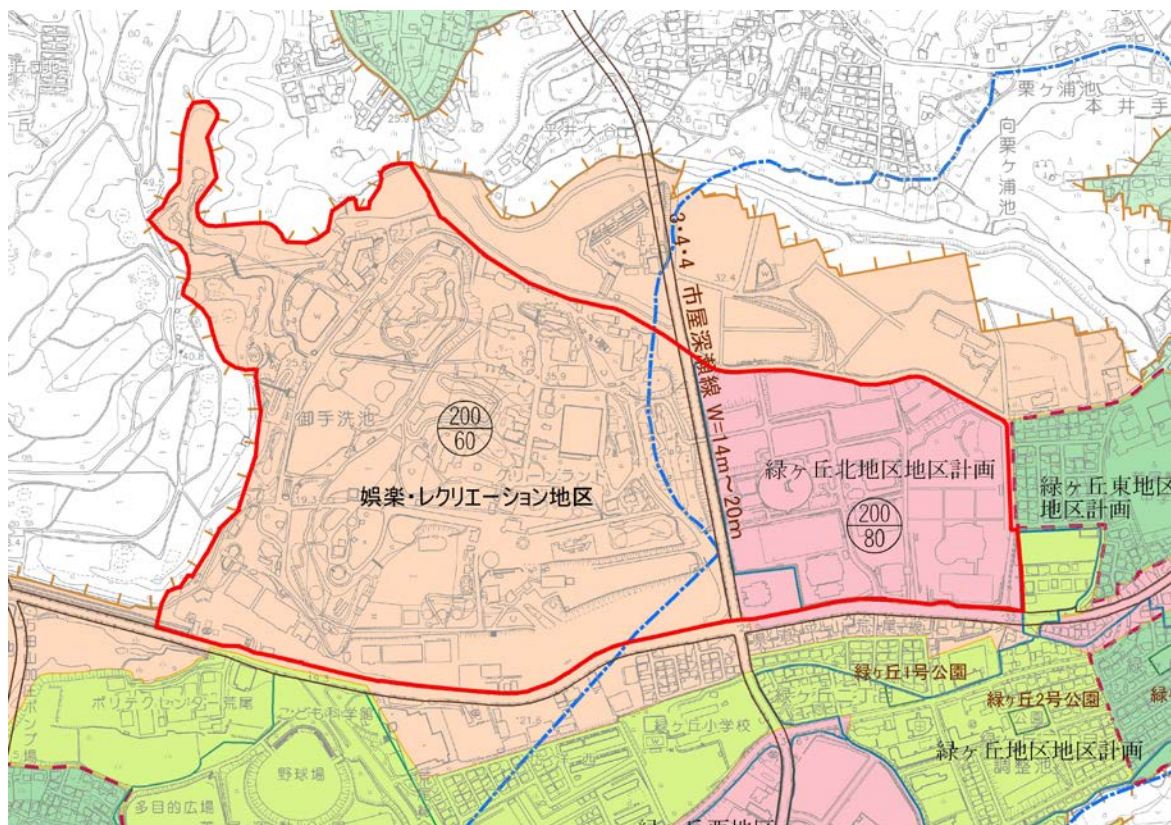


(3) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において当該用途地域の指定を補完して定める都市計画で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護など、特別の目的の実現を図ろうとするものです。条例により、地区指定の目的のために必要な建築物の建築の制限、禁止又は用途地域による規制の緩和をすることができます。



(4) 荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例

平成 3 年 12 月 25 日

条例第 24 号

改正 平成 8 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 17 年 12 月 28 日条例第 43 号

平成 19 年 3 月 22 日条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条の規定に基づき、同条第 1 項に定める荒尾都市計画娯楽・レクリエーション地区（以下「娯楽・レクリエーション地区」という。）内における建築物の建築の制限又は禁止及び同条第 2 項に定めるその制限の緩和に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(建築物の建築の制限の緩和)

第 2 条 娯楽・レクリエーション地区内においては、法第 48 条第 6 項の規定にかかわらず別表第 1 に掲げる建築物を、同条第 8 項の規定にかかわらず別表第 2 に掲げる建築物をそれぞれ建築することができる。

(建築物の建築の制限)

第 3 条 娯楽・レクリエーション地区内においては、法第 48 条第 6 項及び第 8 項の規定によるほか、別表第 3 に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が娯楽・レクリエーション地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可する場合においては、あらかじめ娯楽・レクリエーション地区建築審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

(審議会)

第 4 条 前条第 2 項に規定する意見を聞くとともに、市長の諮問に応じ、娯楽・レクリエーション地区内における建築物の建築の制限に関する事項を調査、審議するため、審議会を置く。

(審議会の組織)

第 5 条 審議会は、委員 5 人をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の除外)

第9条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係ある事件については、この条例に規定する議事に加わることができない。

(罰則)

第10条 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者は、20万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、建設経済部土木課において処理する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、荒尾都市計画娯楽・レクリエーション地区の都市計画の決定の告示の日（平成4年3月30日）から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第43号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第11号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

娯楽・レクリエーション 地区内に建築すること ができる建築物	劇場・映画館・演芸場又は観覧場
--------------------------------------	-----------------

別表第2（第2条関係）

娯楽・レクリエーション 地区内に建築すること ができる建築物	1 劇場・映画館・演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の 合計が200平方メートル以上のもの
	2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これ らに類するもの

別表第3（第3条関係）

娯楽・レクリエーション 地区内に建築すること ができない建築物	1 住宅（ただし、地区内施設の管理用住宅は除く。）
	2 共同住宅、寄宿舍又は下宿（ただし、地区内施設の管理用住宅 は除く。）
	3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122号）第2条第4項第3号に規定する風俗関連営業に区 分される営業に供されるもの